

確保地の水準の基本的な考え方

- 確保地は今後10年間に、新たにいずれかの水準に位置づけるものです。
- 現在、すでにいずれかの水準に該当する樹林地、農地等は、確保地ではありません。

樹林地

農地

確保地

制度例

水準1

計画期間内に、緑地の買収により保全するもの、または、法や条例に基づいて、強い規制をかけることにより、確実に保全していくもの

- ・都市計画公園緑地として既存樹林地を買収
 - ・緑地保全のための買収が確実な都市計画公園緑地の新規・追加指定
 - ・特別緑地保全地区、自然公園法の特別保護地区、都条例の保全地域その他、法や条例に基づき損失補償による買収が補償される制度の新規・追加指定
 - ・その他、法や条例に基づき既存樹林地等を保全目的で買収 など
- ・農業振興地域農用地区域に指定
 - ・生産緑地地区の買収、生産緑地地区の新規都市計画決定 など

		施策名称	根拠法令
水準1	樹林地	特別緑地保全地区	都市緑地法・都市計画法
		特別保護地区(国立・国定・都立自然公園)	自然公園法・都自然公園条例
		都・保全地域	東京における自然の保護と回復に関する条例
		都市計画公園・緑地	都市公園法・都市計画法
		その他 区市町独自の制度	区市町条例
農地	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	
	生産緑地地区	生産緑地法・都市計画法	

水準2

計画期間内で、法や条例等に基づいて、許可による行為制限や税の優遇などにより保全していくもの

- ・風致地区、保安林、自然公園の特別地域、市民緑地、借地公園等の新規・追加指定
 - ・その他許可制の独自条例による地区指定 など
- ・地区計画の中で生産緑地であるものを公園緑地等の地区施設として新規指定
 - ・その他許可制の独自条例による地区指定 など

		施策名称	根拠法令
水準2	樹林地	風致地区	都市計画法・東京都風致地区条例等
		特別地域(国立・国定・都立自然公園)	自然公園法・都自然公園条例
		保安林	森林法
		市民緑地	都市緑地法
		地区計画	建築基準法・都市計画法
農地	その他 区市町独自の制度	区市町条例	
	地区計画(生産緑地を緑地として指定)	市民農園整備促進法	
	その他 区市町独自の制度	区市町条例	

水準3

計画期間内に、行為の届出や緑地の所有者との保全に関する協定を結ぶなど、緩い制限により保全に取り組むもの

- ・保存樹林、既存樹林の保全に関する規定の有る地区計画・景観地区、緑地協定等の新規・追加指定・基準の強化
 - ・その他独自条例・要綱等による届出制・協定等に新規・追加指定 など
- ・その他許可制の独自条例・要綱による農地保全制度の新規・追加指定 など

		施策名称	根拠法令
水準3	樹林地	緑地保全地域	都市緑地法・都市計画法
		普通地域(国立・国定・都立自然公園)	自然公園法・都自然公園条例
		景観計画区域(線に関するもの)・景観基本軸など	景観法・都景観条例
		景観地区(線に関するもの)	景観法
		緑地協定	都市緑地法
農地	その他 区市町独自の協定	区市町条例	
	その他 区市町独自の制度	区市町条例・要綱	

確保候補地

計画期間にとらわれず、保全を目指して、〈水準1〉～〈水準3〉に上げていく考えのあるもの

本方針では、保全の担保の程度を示す水準を設定し、これに沿って対象を検討・抽出することとしていますが、保全に幅広く取り組む趣旨から、水準に至らなくとも、将来、保全の可能性のあるものであれば、これを抽出し、「確保候補地」として示したものです。